

食品安全委員会（第607回会合）議事概要

日 時:平成28年5月24日(火) 14:00~15:07

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 1名、行政機関 3名、一般 5名

議事概要

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のカプタホール試験法、クロラムフェニコール試験法並びにイプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法の改正
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、新たに開発された試験法の追加や試験法の変更であり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・特定保健用食品 1品目
「ガセリ菌SP株ヨーグルト」
（消費者庁からの説明）

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「トルフェナム酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジンについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」

「PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「家畜等に使用するバージニアマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象飼料添加物が鶏及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、鶏及び豚由来食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えた。」

との審査結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（4）食品安全関係情報（4月16日～5月6日収集分）について

→事務局から報告。

英国国立CJDサーベイランス研究所（NCJDSU）が公表した、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）患者が新たに1人発生したこと等について報告。

（5）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成28年4月分）について

→事務局から報告。